

認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてに
対する付帯決議

本町の重要課題とされてきた三陸木材高次加工協同組合と協同組合さんりくランバーに対して融資した農林業振興資金貸付金の元利償還金及び町有林立木売払代金の未収金は、2事業体が事業継続を断念し、7月31日付で盛岡地方裁判所一関支部に破産の申し立てを行い受理され、8月14日付で破産手続きの開始決定がなされたことから、監査委員の令和元年度住田町歳入歳出決算の審査意見においても、本件に対し指摘されることとなった。

2事業体に対する町の債権については、今後、法的破産手続き等の中で処理されることになるが、本決算の審査を通じて、債権回収は大変厳しい状況となったことが明らかになった。

については、下記のこと十分に留意し、適切な措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 2事業体の破産の影響が、本町の行財政運営において、最小限に抑えられるよう努めること。今後の法的手続きの状況等についても議会に報告すること。
- 2 町民に対し、これまでの経緯や今後の対応等について十分な説明を行うこと。
- 3 基金の運用や貸付については、適切な債権管理に努めるとともに、事業計画や資金計画等を十分に精査し、同様な事態が発生しないよう慎重に取り組むこと。
- 4 町有林は、本町における自主財源の貴重な町有財産であることから適切な立木売払いに努めること。
- 5 森林・林業のまちの根幹をなす事業の継続と雇用の確保に努めること。

以上、決議する。

令和2年9月18日

住 田 町 議 会